

# 日本歯科衛生学会雑誌投稿規程改正のお知らせ

## (必ずご確認ください)

日本歯科衛生学会が刊行する学会雑誌投稿規程の一部を17巻2号より大幅に追加および変更いたしました。これからご投稿いただく会員の皆様には、今号の雑誌投稿規程および投稿の手引きをよくお読みいただいた上で、ご投稿くださいますようよろしくお願ひいたします。

大きく追加および変更した点は、利益相反（以下、COI）に関する事項の箇所です。研究倫理とCOIに関する事項は、研究を進める上で避けて通ることのできないステップです。

近年、より厳密な研究成果の公表が求められ、特に倫理的な妥当性、COI開示の遵守については著者の責任に、より重きが置かれるようになりました。本学会でも2022年12月に利益相反委員会が設置され、そして、「日本歯科衛生学会研究等の利益相反に関する指針」が策定されました。今号も掲載をしております。多くの会員の皆様にとって、なじみの薄い事柄であることもまた事実かと想像いたします。どうぞご一読くださいますようお願いいたします。

さて、このような状況のもと、医療界、学術界の進歩とともに、当学会雑誌の投稿規程も更新していくべきものと考えています。論文投稿を考えてくださっている会員の皆様にとって、重要な事項となりますので、ぜひ、お目通しくださいますようお願いいたします。つきましては、以下の変更箇所の要点をご確認くださいますようよろしくお願ひいたします。

### 変更箇所の要点

1. 論文の分類（資料）について更新
2. 倫理規定に「医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」の遵守を追記
3. 動物実験に関する規定の追記
4. 雑誌投稿時に提出するCOI自己申告書に関する規定の追記
5. 原稿の書き方の一部更新

### ※利益相反（COI）とは

医学における利益相反（Conflict of Interest : COI）とは、科学的な客観性の確保や患者もしくは被験者の利益や安全を保護するという医療者や研究者および研究機関の責任に対して、不当な影響を与え、重大なリスクや研究成果の歪曲を生じうるような利害の対立状況を指します。具体的には、企業等営利団体からの研究資金の提供によって実施された医学研究の結果の解釈が、資金提供元にとって有利あるいは不利になる可能性がある場合に、公平・公正であるべき研究結果の判断に影響をもたらしかねないと第三者から見て懸念される状況を意味します。

日本歯科衛生学会 編集委員会

## 日本歯科衛生学会雑誌投稿規程

日本歯科衛生学会雑誌（THE JOURNAL OF JAPAN SOCIETY FOR DENTAL HYGIENE）は、歯科衛生の向上と実践に関する研究論文を受け付ける。

この規程は、日本歯科衛生学会雑誌（以下「本誌」という）に掲載する総説（Review Article）、原著（Original Article）、報告（Report：臨床、症例、調査、活動）、資料（Information：歯科衛生に関する有用なデータ）、およびその他の投稿について規定する。

### 1 本学会雑誌の発行

本誌は、原則として年2回発行する。

### 2 投稿資格

本誌に投稿する筆頭者および共同研究者は、日本歯科衛生学会会員に限る。なお、編集委員会から依頼された原稿については、この限りでない。

### 3 倫理規定

人を対象とする研究については、「ヘルシンキ宣言（1964年採択、2013年改訂）に沿ったものとし、別掲の「医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」を遵守して倫理的に行われており、対象者あるいは患者にインフォームドコンセントが得られていないければならない。人を対象とする研究論文の投稿に際しては、所属機関あるいは所属施設の倫理審査委員会の承認を得ることを必須とする。投稿者の周間に適切な倫理審査委員会がない場合は、研究開始前に、本学会で倫理審査を受けることができる。また、投稿する論文の「対象および方法」において、承認された倫理審査委員会の名称および承認番号を記載する。なお、倫理審査委員会により非該当となつた場合には、その旨を記載する。本学会の倫理審査申請の手引きを参照のこと。

動物実験は、所属施設の動物実験指針等に準拠し、動物実験委員会等で承認を得て、その旨を明記すること。

### 4 利益相反（Conflict of Interest、以下「COI」）

論文の種類にかかわらずCOIの有無について、論文末尾の「引用文献」の前に以下の記載例にならって記載し、開示すること。なお、論文初回投稿時、「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）自己申告書」を添付すること。

1) COI状態がない場合：「本論文に対して、開示すべ

き利益相反状態はない。」

2) COI状態がある場合：以下に例を示す。

例) ・第一著者は、○○株式会社より報酬を受理している。

・本研究は、著者が所属する○○株式会社の研究費で実施された。

### 5 原稿内容と分類

- 1) 投稿する原稿は、本学会の目的に合った内容で、他の雑誌に投稿や発表をしていないものに限る。
- 2) 投稿の分類は、総説、原著、臨床報告、症例報告、調査報告、活動報告、資料等とする。総説や論説は、原則として編集委員会が依頼するものとする。
- (1) 原著：研究の新規性および独創性の高い研究成果から得られた歯科衛生領域の論文で、研究目的、方法、結果が明確で、客観的な考察ならびに結論を含むもの。さらに当該領域における先行研究についての論及が十分であり、先行研究と比較してどのような結果が得られたのかという理論的な考察が含まれ信頼性の高いもの。
- (2) 臨床報告、症例報告：歯科衛生領域の技法・手法の改良に有用で信頼性のあるもの。
- (3) 調査報告：歯科衛生領域の研究や調査等に関する報告で信頼性のあるもの。
- (4) 活動報告：歯科衛生領域の個人や団体による活動等の報告あるいは紹介。
- (5) 資料：歯科衛生に関する有用なデータの報告あるいは紹介。

### 6 原稿の投稿、採否および掲載順序

- 1) オンラインにて投稿する。ウェブ上に設置した「論文投稿システム」を使用し、原稿ファイル、「著作権委譲承諾書」および「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）自己申告書」をアップロードする。
- 2) 学会に到着した日を原稿受付日とする。
- 3) 学会より論文受理の連絡後、論文投稿システムを使用し、完成原稿をアップロードする。
- 4) 投稿原稿の受理は、複数の査読者の意見を参考にして、編集委員会で決定する。
- 5) 編集委員会は、著者に承認を求めたうえで、原稿の分類を変更することができる。また、原稿につい

て、加筆・修正等を求めることがある。訂正を求められた原稿は、指定期間までに再提出すること。

6) 投稿論文の掲載順序は、編集委員会が決定する。

## 7 著作権、複写権の行使

- 1) 本誌に掲載された論文の著作権（著作財産権）は、本学会に帰属する。本学会が必要と認めたときあるいは外部から引用の申請があったときは、編集委員会で審議し、掲載ならびに版権使用を認めることがある。
- 2) 著者は、当該著作物の複写権および公衆送信権を日本歯科衛生学会に委任するものとする。
- 3) 掲載された論文の著作権譲渡にあたり、著作権委譲承諾書に著者全員の署名を行い、投稿原稿とともに提出すること。

## 8 掲載料

本文刷り上り5頁以内は、無料とする。ただし、これを超えた場合は、印刷費、図・表の組版代、製版費、アート紙使用代、および印刷代の実費は、著者負担とする。また、カラー写真の掲載を希望する場合は有料となる。

## 9 別刷

別刷は、50部単位とし、実費は著者負担とする。希望する場合は、論文投稿時に希望部数を記載すること。

## 10 校正

著者校正は原則として初校のみとする。組版面積に影響を与える加筆・変更は認めない。

## 11 原稿の書き方

投稿原稿は、最新の「投稿の手引き」に従って執筆すること。準拠しない原稿は編集委員会から加筆・訂正を依頼することがある。

### 附則

- 1 この規程は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年12月8日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年12月3日から施行する。

# 医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針

医療の実施に際して患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において医学論文は医学・医療の進歩に貢献してきており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。日本歯科衛生学会雑誌に掲載される症例報告を含む医学論文については、以下の指針を遵守し、なお一層、学術発表における患者プライバシー保護に努めるものとする。また、人間を対象とする臨床研究においては、被検者の尊厳と人権に対する配慮が科学的・社会的利益よりも優先されることを前提とし、研究者等が円滑に臨床研究を実施するため、世界医師会によるヘルシンキ宣言ならびに我が国において定められた下記の指針ならびに法律上の規範を遵守するものとする。

## 1. 患者のプライバシー保護に関する指針

- 1) 患者個人の特定が可能となる氏名、カルテ番号、入院番号、イニシャルまたは「呼び名」等は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。ただし、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域（神奈川県、横浜市など）までに限定して記載する。
- 3) 日付は、個人が特定できないと判断される場合でも年月までの記載にとどめること。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。

- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目隠しを付す。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者本人（または遺族か代理人、小児では保護者）から得る。
- 9) 前項の手続きが困難な場合は、筆頭著者の所属する施設における倫理委員会もしくは本学会倫理審査委員会の承認を得ることが望ましい。

## 2. 研究に関する倫理指針

- 1) 臨床研究など医学系研究の個人情報の取り扱いならびに疫学研究に関しては「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）（令和4年3月10日改正）による規定を遵守する。
- 2) 再生医療について、PRP、脂肪細胞、臍帯血細胞、幹細胞、iPS細胞などの使用（臨床・研究）は、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」（厚生労働省）（平成25年公布、平成28年8月8日政令第278号）による規定を遵守する。

(注1) 上記の指針本文等は、管轄各省庁のHPを参照すること。

(注2) PRP: Plate-Rich Plasma

## 日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関する利益相反 (COI) 自己申告書

投稿論文題目 : \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

著者氏名 (全員) \_\_\_\_\_

\*著者全員について, 投稿時から遡って, 過去 1 年以内の論文内容に関係する企業・組織や団体との COI 状態を記載して下さい。配偶者, 一親等の親族, 収入・財産を共有する者が COI 状態に該当する場合は, 「該当者氏名 (発表者との関係)」のように記載して下さい。

申告すべき事項【申告の基準】	該当の有無	(有)の場合, ①該当者氏名, ②該当事項の概要, ③金額, ④企業・組織や団体名などを記載して下さい。
① 報酬額【1 つの企業・組織や団体から年間 100 万円以上】	有 • 無	
② 株式などによる利益【1 つの企業から年間 100 万円以上, あるいは当該株式の 5%以上保有】	有 • 無	
③ 特許権使用料【1 つにつき年間 100 万円以上】	有 • 無	
④ 講演料【1 つの企業・組織や団体から年間 50 万円以上】	有 • 無	
⑤ 原稿料【1 つの企業・組織や団体から年間 50 万円以上】	有 • 無	
⑥ 研究費・助成金などの総額【1 つの企業・組織や団体から著者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上】	有 • 無	
⑦ 奨学(奨励)寄付金などの総額【1 つの企業・組織や団体から著者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上】	有 • 無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座【企業などからの寄付講座に所属している場合に記載】	有 • 無	
⑨ 旅費, 贈答品などの受領【1 つの企業・組織や団体から年間 10 万円以上】	有 • 無	

(注) 本 COI 自己申告書は投稿後から 3 年間保管されます。

申告日 (西暦) : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
著者所属 \_\_\_\_\_

著者氏名 (自署) \_\_\_\_\_

※申告書は各自個々に作成してください。

# 日本歯科衛生学会雑誌「投稿の手引き」

## 1 投稿の方法

- 1) 投稿は、ウェブ上の日本歯科衛生学会論文投稿システムにオンラインで論文の投稿を行う。
- 2) 投稿は、原稿（本文および図表）、「著作権委譲承諾書」、「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）自己申告書」を論文投稿システム上へアップロードする。「日本歯科衛生学会雑誌の投稿論文に関わる利益相反（COI）自己申告書」は、初回の論文投稿時に著者全員分を添付すること。学会より論文受理の連絡があった後は、完成した論文をシステム上へアップロードする。
- 3) 原稿ファイルは、本文は Microsoft Word 形式とする。図表は Word, Excel, PowerPoint, PDF, JPEG 形式とする。
- 4) 二次出版論文投稿については、日本歯科衛生学会ホームページ内の「二次出版論文投稿の手引き」に従い、学会事務局に連絡のうえ、編集委員会の承諾を得る。

## 2 投稿原稿の作成方法

### 〔原稿の様式〕

- 1) 原稿は、A4, 1 頁 800 字 (40 字 × 20 行), 12 ポイントで横書きとする。日本語は、口語体、新かなづかい、ひらがなとし、フォントは MS 明朝とする。英数字は、すべて半角で入力し、原則として Times New Roman を使用する。
- 2) 英文原稿は、ダブルスペースで 12 ポイントを用いる。
- 3) 原稿は必ず表紙から通し頁番号をつける。
- 4) 刷り上り原稿の長さは、原則 5 頁とする（和文の場合は 1 頁約 1800 字、英文の場合は 1 頁約 1000 語）。また、図表は、各 1 枚が本誌の片段に収まるものを標準サイズとした場合、6 枚で刷り上り 1 頁とする。

### 〔原稿の記述様式〕

- 1) 原稿の表紙には、中央上段より和文による表題、著者氏名（姓名間はスペースを空けない、著者氏名間はコンマで区切る）、所属都道府県歯科衛生士会名、所属機関名（勤務先）、英文による表題（文頭のみ大文字使用）、著者氏名（姓・名の順で、姓はすべて大文字、名は頭文字のみ大文字で記載、コン

マで区切る、コンマは和文の場合には「全角」、欧文の場合には「半角 + 半角スペース」とする、括弧（）は「全角」）、キーワード（索引用語：3～5語）の順に 1 行ずつあけて記載する。

複数の著者で所属が異なる場合は、著者氏名の右肩に番号を振り、所属機関名については著者の下に記載すること。なお、所属が複数かつ都道府県歯科衛生士会名が含まれる場合、所属都道府県歯科衛生士会名を先に記載すること。

例) ○原○子<sup>1)</sup>, ○田○<sup>2)</sup>

- 1) 所属都道府県歯科衛生士会名 A
- 2) 所属都道府県歯科衛生士会名 B
- 3) 所属機関名 C

2) 原著論文は原則として、はじめに（または緒言）、対象および方法、結果、考察、結論、引用文献の順に記載する。症例報告では、はじめに（または緒言）、症例の概要、治療経過、考察、結論、引用文献の順に記載する。また、英文抄録（300 語以内）と、和文抄録（600 字以内）を記載する。原著論文以外の論文もこれに準ずるが、英文抄録および和文抄録は必ずしも必要としない。和文抄録、英文抄録は原則として、目的、対象および方法、結果、結論の順に記載する。また、大項目間は 1 行空けること。

3) 文中の項目を細分する場合は、I. II. . . . 1. 2. . . . 1) 2) . . . (1) (2) . . . a b . . . の順とする。

4) 微生物、動植物などの学名は、二名法によりイタリックとし、最初の文字だけ大文字で書く。たびたび使用する場合は、2 回目以後、属名を省略してもよい。

例) *Streptococcus mutans* ⇒ *S. mutans*

### 5) 歯式の記載方法

本文中の歯式は漢数字を用いて、上顎右側第一大臼歯のように具体的に明記するか、Zsigmondy's system（例：右上 6）、あるいは Two-Digit system（例：16）を用いて表記する。

### 6) 図表の書き方

- (1) 原則として、データを図と表に重複して記載しない。また、図表の枚数は必要最低限にとどめる。
- (2) 図表の説明は、原則として本文と同一の言語と

- し、図1、表1と記載する。本文で引用順に、図(写真を含む)は、図1、図2…、表は、表1、表2…のように一連番号を付けて、本文の最後に記載する。図表は本文とは別にファイルで提出する。
- (3) 本文中の挿入箇所を本文中該当部分の右欄外に図1などと朱書きする。
- (4) 図(写真を含む)、表は、原則として、白黒プリントとする。
- (5) 図のタイトルは下に、表のタイトルは上に記載する。

#### 7) 引用文献について

- (1) 本文中の文献引用箇所には、その右肩に一連番号を付した文献番号を記載する(例えば、「金澤らは…ということを指摘している<sup>15)</sup>。」のように)。
- (2) 本文最終項目の「引用文献」欄に次のように番号順に記載する。また、同一箇所で複数引用した場合は、年代順に並べる。同時に多数の文献を引用する場合には、「・・多数の報告がある<sup>2,3,7)</sup>。」「・・の報告がある<sup>1-10)</sup>。」

- (3) 雑誌論文の場合は、著者名(全員とする):表題、掲載誌名、掲載巻(号):通巻頁の始-終、西暦年、の順に記載する。雑誌略名は、当該雑誌で規定されている略名を採用する。

例) 1) ○原○子、○田○:学童期における永久歯齶歫罹患予測指標の検討、日衛学誌、2(2):13-18、2008.

2) Yoshida N, Aso T, Asaga T, Okawa Y, Sakamaki H, Masumoto T, Matsui K, Kinoshita A: Introduction and evaluation of computer-assisted education in an undergraduate dental hygiene course, Int J Dent Hygiene, 10 (1): 61-66, 2012.

- (4) 単行本の場合は、著者名:表題、書名、発行所、発行地、版、西暦年、引用頁の始-終の順に記載する。

例) 1) ○井○子:高齢者の口腔ケアとQOLの向上、歯科衛生士のための高齢者歯科学、永末書店、京都、第1版、2005、299-304.

- (5) インターネットウェブサイトから引用する場合、引用箇所には引用順に文献番号を掲載する。著者は、読者からの請求があったときには、引用したウェブサイトの該当頁を送付できるように、手元に保管しておくこと。但し、極力、原著論文からの引用に努めること。

例) 文部科学省・厚生労働省省令:歯科衛生士学校養成所指定規則、文部科学省・厚生労働省、平成二七年三月三一日改正、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25F03502001001.html> (2016年11月1日アクセス)

- 8) 原稿の終わりに「著者への連絡先」として、筆頭著者名と責任著者名を記載すること。責任著者は、論文掲載後に論文の責任者として問い合わせを受ける著者である。それぞれの氏名、所属、E-mailアドレスを記載すること。筆頭著者と責任著者が同じ場合は、筆頭著者のみでよい。

## 著作権委譲承諾書

年      月      日

日本歯科衛生学会 御中

論文名 :

1. 私たちは、本論文の著作権を所有しており、本論文が他の著作物の著作権または出版権を侵害しないこと、過去に誌上発表されていないこと（投稿中も含む）、および本誌に掲載されないことが明らかになるまで本論文を他誌には投稿しないことを誓約いたします。
2. 私たちは、「日本歯科衛生学会雑誌」の投稿規程により、上記の論文が本誌に掲載された場合、その著作権を貴学会に委譲することを承諾いたします。委譲する著作権には、著作物を翻訳・翻案する権利および二次的著作物の利用に関する権利等本論文に関する全ての権利が含まれます。
3. 私たちは、全員が本論文の最終原稿を読み、「日本歯科衛生学会雑誌」への投稿を承認するとともに本書面に署名いたします。

著者名 :

---

---

---

---

---

---

---

---

日本歯科衛生学会 COI 自己申告書

申告者氏名 : \_\_\_\_\_

申告理由 : \_\_\_\_\_

項目	該当の状況	有であれば、企業・団体名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額 1つの企業・団体から申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 10 万円以上	有・無	

1. 提出時から遡って 1 年間以内の COI 状況を申告してください。

2. 本 COI 自己申告書は受理後 3 年間保管されます。

申告日（西暦）： 年 月 日

(署名) \_\_\_\_\_

日本歯科衛生学会 COI 自己申告書  
(配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する者)

申告者氏名 : \_\_\_\_\_

申告理由 : \_\_\_\_\_

項目	該当の状況	有であれば、企業・団体名などの記載
① 報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	
② 株式の利益 1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有	有・無	
③ 特許使用料 1つにつき年間 100 万円以上	有・無	
④ 講演料 1つの企業・団体からの年間合計 50 万以上	有・無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
⑥ 研究費・助成金などの総額 1つの企業・団体から申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額 1つの企業・団体から申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室などに支払われた総額が年間 200 万円以上	有・無	
⑧ 企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間 10 万円以上	有・無	

- 提出時から遡って 1 年間以内の COI 状況を申告してください。
- 本 COI 自己申告書は受理後 3 年間保管されます。

申告日 (西暦) 年 月 日

(署名) \_\_\_\_\_